

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

令和2年10月3日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 **793** 円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県(地域別)最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(☎089-935-5205)又は松山(☎089-917-5250)・新居浜(☎0897-37-0151)・今治(☎0898-32-4560)・八幡浜(☎0894-22-1750)・宇和島(☎0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を!

事業場内最低賃金を引き上げる場合の助成制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

業務改善助成金

中小企業の生産性向上を支援します

助成金を活用した会社の生産性向上について

事業場内の最低賃金を25円以上引上げ、生産性の向上のための設備投資などを行った場合に、そのかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。(千円未満切り捨て)

●2020年度交付申請手続きの締切は 令和3年1月29日(金)です。



事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成率	助成対象事業場		
25円コース	1人	25万円	4/5	以下の2つの要件を満たす事業場 ① 事業場内最低賃金が850円未満の事業場かつ事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内(愛媛県は820円以下の事業場) 及び ② 事業場規模100人以下の事業場		
	2~3人	40万円				
	4~6人	60万円				
	7人以上	80万円				
30円コース	1人	30万円			生産性要件を満たした場合は 9/10	
	2~3人	50万円				
	4~6人	70万円				
	7人以上	100万円				
60円コース	1人	60万円				
	2~3人	90万円				
	4~6人	150万円				
	7人以上	230万円				
90円コース	1人	90万円				
	2~3人	150万円				
	4~6人	270万円				
	7人以上	450万円				

ホームページのご案内 ※詳しくは厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

※申請様式などは「各種様式」(Word)をダウンロードして活用ください。

お問い合わせ

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階 愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL089-935-5222

愛媛働き方改革推進支援センターのご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、

社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口はこちら

【愛媛働き方改革推進支援センター】

住所：松山市大手町2丁目5-7

電話：0120-005-262 (通話無料)

受付時間：9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail: hataraki1@csc-ehime.jp

* ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

* 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

働き方改革関連法により労働法制は大きく変わりました!

- 時間外労働の上限規制について知りたい
- 同一労働同一賃金とはどのようなものか知りたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 年次有給休暇の使用者時季指定について知りたい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない 等

どうぞお気軽にご相談ください。